

労働者派遣事業におけるマージン率

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）が改正され、第 23 条 5 項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

教育訓練に関する事項	派遣就業開始前及び就業期間中、個人情報保護法研修。 また作業内容に応じクレーン・玉掛け特別教育、フォークリフト、玉掛け（1t 以上）等の特別資格やスキルアップ研修の受講を無償・有給にて年間 TOTAL8 時間以上の受講をしていただきます。 Office 系・CAD 系の資格習得希望の方には受講料を一部負担します。ビジネスマナー研修もあります。
マージン率	12%
派遣料金（8H 平均）	10266 円（8H/1 日換算）
賃金（8H 平均）	7933 円（8H/1 日換算）
その他参考と認められる事項	派遣スタッフで就業していただく方には、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。